## 水道編6> 下水道使用料の改定

これまでの使用料 ず ※上の表で計算した金額に消費税を加算 1カ月の使用量が6m以下の場合は 力をお願いします。 けすることになりますが、ご理解・ご協 たします。住民の皆さんには負担をおか の使用量から公共下水道使用料を改定い 基盤を確保するため、 代へ移行するに当たり、 してきましたが、 改定以外ではこれまで一度も改定を行わ 町の公共下水道使用料は、消費税などの 7 m以上の場合は増額となります。 てください。 建設促進に軸足を置いた事業を展開 安定運営・維持管理時 (料金) と比較して、 今回の改定により、 10月当初の検針後 持続可能な経営 減

改定前の使用料

使用水量

0-10㎡まで

11-50㎡まで

51-100㎡まで

101㎡以上

旧単価

900円

120円

140円 150円

般会計) Q 係る経費を賄うことができず、 Ą 現在の使用料収入では、 なぜ使用料を上げるの? からの繰り入れにより補填して具を賄うことができず、役場(一 汚水処理に

改定後の使用料

新単価

350円

150円

160円

170円

180円

200円

210円

90円

基本料金

従量料金

(1立方

メートル

につき)

使用水量

1-10㎡まで

11-20㎡まで

21-30㎡まで

31-40㎡まで

41-50㎡まで

101㎡以上

51-100㎡まで

基本料金

従量料金

(1立方 メートル につき)  $0 \, \text{m}$ 

役場 ものです。 状況です。このような状況を改善するた 元などから援助を頂いている状況)ため の支出に対して、 もらっている(一般家庭で例えると家計 下水道使用料を改定させていただく 般会計 の財政を圧迫してい 収入が足りないため親 る

n

Q 0) 11 つ か らの下水道使用 料 が変わ

る

流れる汚水について新しい単価 でお願いすることになります 10 月 1 日以降の検針後に下水道管 用

令和元年11月1日

令和元年11月1日

11月検針日

11月検針日

10月使用分

新使用料を適用

新使用料を適用

されるの? いつから新し い下水道使用料で請 求

Q

対象となり、 に使用された汚水量から新使用料の適用 ている場合、 末日以前から下水道に接続していただ 日以降に検針作業を行いますので、 ます。上水道の検針は、通常その月の5 使用水量を基にその使用料を算出して 下水道使用料は、 から改定後の使用料となります。 下図の通り10月検針日以後 11月の請求分 原則的に上水道 (10月使 9月 用

水道使用料はどうなるの? 新たに下水道に接続する場合は、 下

Q

ます。 針が11月になるため改定後の使用料での を同時に接続される場合は、 検針までを一括で請求とさせていただき 算出となります。使用開始日からⅡ月の 10月1日以降、 新たに水道と下水道 初めての検

Q 10 月途中に閉栓する場合はどうなる

0)

*う*ます。 一を改定後の使用料で算出することにな 10 月の 検針日以後、 閉栓までの汚水

基本料金とは?

Q

Ą

使用水量が0°mでも必要となる検針

既に下水道を使用の方 条例施行日 平成31年4月1日 新使用料適用日 令和元年10月1日 9月使用分 新使用料を適用 旧の使用料を適用 9月検針日 10月検針日 10月1日以降に下水道を使い始める方 条例施行日 新使用料適用日 令和元年10月1日 10月使用分

の費用や公共汚水桝、

を頂くことになります。 は、すべての使用者に基本料金350 などが含まれた料金です。 金900円としていましたが、 改定前の使用料では、 取付管の交換費用 10 mまでを基本 改定後 苒

す